

平成 16 年 11 月 1 日

文 部 科 学 省 御 中

規制改革・民間開放推進会議
官製市場民間開放委員会
委員長 宮内義彦

官製市場民間開放委員会（公開討論）に向けての質問事項

平素より、規制改革・民間開放推進会議の活動にご協力賜りありがとうございます。

さて、先般ご案内のとおり、貴省の代表者（局長級以上）の方にご出席いただき、平成 16 年 11 月 8 日（月）午後 5 時より、公開討論形式にて意見交換を実施させていただきますが、議題に関連する下記の質問事項に対し、恐れ入りますが、**11 月 4 日（木）17：30 迄に書面にてご回答**賜りたく、お願いします。

なお、当日の意見交換の状況に応じ、下記質問以外の事項についても質問等をさせていただくことがあることを念のためあらかじめ申し添えます。

また、提出された資料は、ホームページ等において公開させていただきます。

—記—

文 部 科 学 省 へ の 事 前 質 問 事 項

I. 学校に関する「公設民営方式」の解禁

1. 構造改革特区推進本部決定（平成 15 年 9 月）において、既に、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年（注：平成 15 年）中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる」旨決定されている。当該決定から既に 1 年余を経た現在においても、未だ右決定が実現に至っていないことは、構造改革特区制度の根幹に関わる重大問題と言わざるを得ない。この点につき、貴省の見解をご説明願いたい。また、本件につき、貴省として、次期通常国会（平成 17 年初頭）において所要の法的措置（構造改革特区法の一部改正等）を講ずるものと理解してよいか、念のため貴省の見解をご説明願いたい。

2. 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年3月）は、例えば、「公立学校の管理運営の包括的な委託先としては、・・・原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当と考える」旨規定しているが、上記構造改革特区推進本部決定に結実した第三次提案等は、株式会社やNPO等に対する管理運営の包括委託を求めたものであり、仮に、中教審答申を踏まえた貴省の対応が、包括委託先を学校法人に限定する等の措置となれば、特区制度の趣旨を実態的に骨抜きにするものと言わざるを得ない。この点につき、貴省の見解をご説明願いたい。

3. 「公設民営方式」の解禁にあたり、貴省からは、「法制上の課題」（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）別紙1、P.13）が指摘されているが、右中間取りまとめにおいて当会議が提示した考え方（※）について、貴省の見解をご説明願いたい。

（※） 当会議としては、下記により、「公設民営方式」の解禁は可能と考えている。

ア「公設民営方式」を公立学校と私立学校の間隔的な形態と位置付けた場合は、退学処分等処分性のある行為については、その責任を地方公共団体が負う方法。

イ「公設民営方式」を私立学校の一類型として捉えた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法。

4. 当会議としては、上記構造改革特区推進本部決定を超えて、高等学校、幼稚園のみならず、義務教育を含めた教育一般について、多様な主体の教育サービスへの参入を促す「公設民営方式」を速やかに解禁すべきと考えている。この点、貴省は、「慎重な検討を要する」（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）別紙1、P.14）旨主張しているが、下記の点を踏まえ、改めて貴省の見解をご説明願いたい。

<当会議見解（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）別紙1、P.14）>

- ・ 本年6月の構造改革特区に関する第5次提案募集には、義務教育を含めた「公設民営方式」の解禁を求める14件もの提案が寄せられている。
- ・ 義務教育であっても、なくても、およそ教育の質の確保が重要なことは、公設民営方式にあっても同様であって、義務教育以外でも質が確保される仕組みとすべきことは当然である。仮に義務教育段階においてのみ問題点が発生すると主張するのであれば、その具体的な論拠を示すべきで

ある。

- ・ 「契約解除」や、「受託者の経営破綻」については、むしろ、現行の学校法人に看過されざる問題点が多々生じていることは周知のことであって、そのような問題が学校法人に限っては起きないか、あるいは公設民営のときにのみ頻発しやすいなどということは想定できない。
- ・ 経費節減による教育の質の低下の懸念に関する指摘については、同様の事態は官直営の学校においても生じ得るのであり、公設民営方式を否定する論拠とはなり得ない。

Ⅱ. バウチャー制度

1. 本年8月26日の経済財政諮問会議に提出された民間4議員ペーパーでは、「文部科学省は、バウチャー制度の実現に向けて、16年度中に結論を得るべきである。具体的には、その実現の一步として、①地域を限って導入する、②高校中退者等に限って導入する、などの検討を行ってはどうか」とされている。これを受け、竹中大臣が、「教育に関しては、規制改革・民間開放推進会議の検討事項にもなっているため、文科省においても、ぜひいろいろな観点からご検討をお願いしたい」旨整理されているが、バウチャー制度の導入に向けた貴省における検討状況及び今後の見通しにつきご説明願いたい。
2. 当会議は、バウチャー制度の導入による、保護者・生徒の自由な学校選択と、これに伴う学校間の健全な競争が、教育改革の極めて重要な鍵となるものと考えている。

この点、下記の点を踏まえ、改めて貴省の見解をご説明願いたい。

＜当会議見解（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）別紙1、P.12）＞

- ・ バウチャー制度は、教育を受ける側の選択の自由を尊重し、教育を行う側の競争を促進するための制度として、アメリカ等において工夫されながら実施されている制度であり、その効果については広く認知されている。
- ・ 「効用が明確ではなく、反対論も強い」と主張されるのであれば、その実例や、バウチャーの導入に伴って発生した具体的な弊害を示すべきである。
- ・ バウチャーが教育のためであって、研究に当てられるものではないことは、既に公開討論において当会議から繰り返し示したところである。教

育と研究とでは、政府が関与する根拠を異にするのであって、これを区別せずに論じることは混乱を招くのみであることに留意すべきである。

- ・ 機関補助が「必要不可欠」とするのであれば、その論拠をバウチャーとの対比において具体的に示すべきである。
- ・ 過疎地などにおいて、政策上必要と判断する場合には、当該地域等の学校を選択する際にバウチャーを増加するなどの措置によって容易に問題を回避できる。

Ⅲ. 株式会社、NPO等により設置された学校に対する私学助成等の適用

1. 本件については、既に当会議から累次にわたり貴省の積極的な検討・措置を求めてきたところである。改めて、少なくとも構造改革特区において直ちに措置することにつき、貴省の見解をご説明願いたい。なお、その際には、当会議見解（当会議中間取りまとめ（平成16年8月）P.40～41、別紙1、P.8～12）を十分踏まえたご説明をお願いしたい。

以 上